

毒物及び劇物を販売される方へ

# 毒物劇物販売業の手引

大津市保健所

## はじめに

毒物劇物は、工業用薬品、農薬、試薬、塗料など種々な用途で広く使用され、科学技術の発展に伴い、その量、種類とも年々増加しています。今日では、数万種類の毒物劇物が流通しているといわれ、我々の社会生活上無くてはならないものになっています。

しかし、毒物劇物は取扱方法を誤るとその毒性劇性によって、保健衛生上極めて重大な危害を及ぼす可能性があり、その取扱いには細心の注意が必要です。また、昨今の毒物劇物を用いた犯罪の多くは、毒物劇物を販売業者から購入したり、あるいは盗んだりすることで不正に入手し、犯行に使用しています。従って、毒物劇物を販売し、又はこれらを取扱う際には事故や盗難の防止を含め万全の危害防止対策を講じる必要があります。

毒物及び劇物取締法は、このような毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締りを行うことを目的としています。毒物劇物販売業者は、毒物劇物に関する正しい知識を身につけ、保健衛生上の危害防止の観点から法律を理解し、毒物劇物を安全に管理していただくようお願いします。

## 目 次

毒物劇物	1
登録	1
登録の種類	2
申請・届出	2
貯蔵設備	4
毒物劇物取扱責任者	5
譲渡手続	6
交付の制限	7
興奮、幻覚、麻酔の作用を有する物の摂取等の規制	7
爆発性等のある毒物劇物の所持等の規制	7
情報提供	8
取扱い	9
運 搬	9
表示等	10
廃 棄	11
事 故	11
毒物劇物危害防止規定	11
在庫管理	12
設備の定期点検	12
盗難防止	12
震災対策	12
その他	12

### 略語の説明

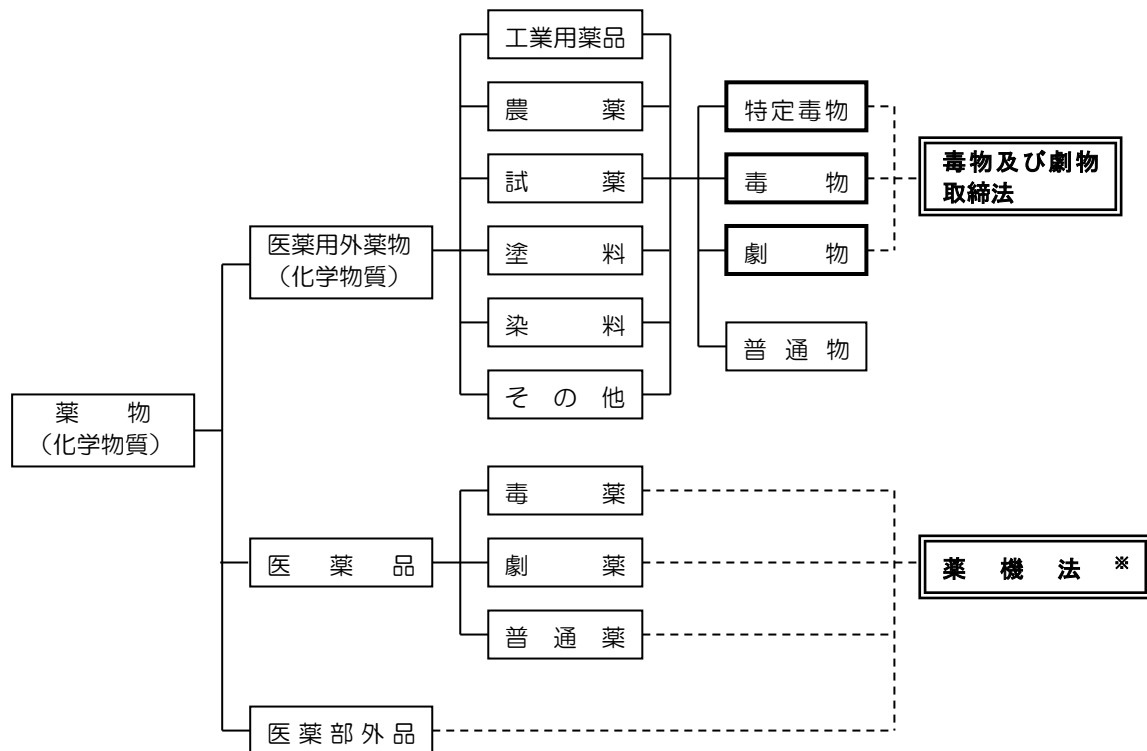
法：毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）

施行令：毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）

施行規則：毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号）

指定令：毒物及び劇物指定令（昭和 40 年政令第 2 号）

## 毒物劇物（法第2条）



※薬機法：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

毒性の強い物を毒物に、これに準じて規制する必要がある物を劇物（劇性の強い物）に、毒物のうち特に著しい毒性を有するものについて特定毒物に指定して、必要な法規制を行っています。

### 毒物

- ① 法別表第1に掲げる物で、医薬品及び医薬部外品以外のもの
- ② 指定令第1条で指定されたもの

### 劇物

- ① 法別表第2に掲げる物で、医薬品及び医薬部外品以外のもの
- ② 指定令第2条で指定されたもの

### 特定毒物

- ① 毒物であって、法別表第3に掲げるもの
- ② 指定令第3条で指定されたもの

## 登録（法第3条第3項）

### 1 無登録での販売・授与の禁止

毒物劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物劇物を販売・授与することも、販売・授与の目的で貯蔵、運搬、陳列することもできません。

### 2 注意点

毒物劇物を直接取扱わない伝票操作のみの販売（伝票販売）であっても登録が必要です。

毒物劇物販売業の登録を取り消され、取消の日から起算して2年を経過していないときは、登録することができません。（法第5条）

項目	業の種類	毒物劇物を直接 取扱う販売業	伝票販売業
登録		必要	必要
貯蔵設備（保管庫）		必要	不要
毒物劇物取扱責任者の設置		必要	不要
販売・授与		可	可
譲渡手続		必要	必要
情報提供		必要	必要
貯蔵・陳列		可	一時的であっても不可
運搬		可	一時的であっても不可

- \* 伝票販売業の場合、毒物劇物貯蔵設備及び毒物劇物取扱責任者の設置は不要ですが、譲渡手続や SDS（安全データシート）等の情報提供は必要です。また、一時的であっても店舗に毒物劇物（サンプルを含む。）を貯蔵・陳列することも、運搬することもできません。

### 登録の種類（法第4条の2、法第4条の3）

毒物劇物販売業には、次のような種類があります。

一般販売業	全ての毒物劇物を販売・授与又は販売・授与の目的で貯蔵、運搬、陳列することができます。
農薬用品目販売業	農薬用品目として厚生労働省令で定められた毒物劇物（施行規則別表第1）を販売・授与又は販売・授与の目的で貯蔵、運搬、陳列することができます。
特定品目販売業	特定品目として厚生労働省令で定められた毒物劇物（施行規則別表第2）を販売・授与又は販売・授与の目的で貯蔵、運搬、陳列することができます。

- \* 登録の種類によって、取扱うことのできる毒物劇物の品目が制限されます。  
\* 店舗での登録の種類や取扱える毒物劇物を確認しておきましょう。

### 申請・届出

#### 1 毒物劇物販売業登録申請（手数料：14,800円）

##### 【必要書類】

- ① 毒物劇物販売業登録申請書（様式あり）
- ② 店舗の平面図
- ③ 貯蔵設備の概要図
- ④ 登記事項証明書（申請者が法人の場合）
  - \* 6ヶ月以内に発行されたもの。（コピー不可）
  - \* 法人の目的の中に毒物劇物の販売に関する業務に該当するものがあること。
- ⑤ 毒物劇物取扱責任者設置届（様式あり）
- ⑥ 毒物劇物取扱責任者の資格要件を証する書類
  - ・ 薬剤師の場合：薬剤師免許証の写し
  - ・ 学校卒業の場合：卒業証書の写し又は卒業証明書（場合により成績証明書）

- 毒物劇物取扱者試験合格者：合格証書の写し
- \* 写しを提出する場合は、原本を持参し、原本照合を受けてください。
- ⑦ 毒物劇物取扱責任者の医師の診断書（様式あり）
  - \* 診断年月日から3ヶ月以内のもの。
- ⑧ 毒物劇物取扱責任者の宣誓書（様式あり）
- ⑨ 毒物劇物取扱責任者の雇用契約書の写し又は雇用関係証書（様式あり）

**【留意事項】**

- 伝票販売業の場合は、【必要書類】の③及び⑤～⑨は不要です。また、申請書の備考欄に「現品の取扱いなし」と記載してください。
- 「(様式あり)」については大津市ホームページに掲載しています。  
大津市ホームページ 「医事薬事関係届出様式【毒物劇物販売業等】関係の申請書」  
<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/021/1440/s/1395062952038.html>

**2 毒物劇物販売業登録更新申請（手数料：6,500円）**

**【必要書類】**

- ① 毒物劇物販売業登録更新申請書（様式あり）
- ② 毒物劇物販売業登録票（原本）

**【留意事項】**

- 毒物劇物販売業の登録は、6年ごとに更新しなければその効力を失います。  
(法第4条第3項)

**3 変更届（手数料：なし）**

**【必要書類】**

- ① 変更届（様式あり）
- ② 申請者の氏名を変更する場合：戸籍謄（抄）本（法人の場合は登記事項証明書）
- ③ 申請者の住所を変更する場合：住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）
- ④ 構造設備の重要な部分を変更する場合：変更前後の構造設備の概要図

**【留意事項】**

- 変更が生じてから、30日以内に届出をする必要があります。（法第10条第1項）
- 30日を超えた場合は、遅延理由書を提出してください。
- 店舗の移転や申請者の個人から法人への変更等は、新規での登録申請になります。

**4 毒物劇物取扱責任者変更届（手数料：なし）**

**【必要書類】**

- ① 毒物劇物取扱責任者変更届（様式あり）
- ② 毒物劇物取扱責任者の資格要件を証する書類
  - 薬剤師の場合：薬剤師免許証の写し
  - 学校卒業の場合：卒業証書の写し又は卒業証明書（場合により成績証明書）
  - 毒物劇物取扱者試験合格者：合格証書の写し
- \* 写しを提出する場合は、原本を持参し、原本照合を受けてください。

③ 毒物劇物取扱責任者の医師の診断書（様式あり）

\* 診断年月日から3ヶ月以内のもの。

④ 毒物劇物取扱責任者の宣誓書（様式あり）

⑤ 毒物劇物取扱責任者の雇用契約書の写し又は雇用関係証書（様式あり）

【留意事項】

- ・ 変更が生じてから、30日以内に届出をする必要があります。（法第7条第3項）
- ・ 30日を超えた場合は、遅延理由書を提出してください。

5 毒物劇物販売業登録票書換え交付申請（手数料：2,400円）

【必要書類】

① 登録票書換え交付申請書（様式あり）

② 毒物劇物販売業登録票（原本）

6 毒物劇物販売業登録票再交付申請（手数料：3,800円）

【必要書類】

① 登録票再交付申請書（様式あり）

② 毒物劇物販売業登録票（破損又は汚損の場合）

③ 紛失の場合は、紛失理由書

【留意事項】

- ・ 登録票の再交付後に紛失した登録票を発見した場合は、発見した登録票を速やかに返納してください。

7 廃止届（手数料：なし）

【必要書類】

① 廃止届（様式あり）

② 毒物劇物販売業登録票（原本）

【留意事項】

- ・ 営業を廃止した後、30日以内に届出をする必要があります。（法第10条第1項第4号）
- ・ 30日を超えた場合は、遅延理由書を提出してください。

**貯蔵設備**（法第5条、施行規則第4条の4第2項）

毒物劇物の貯蔵設備は、次の条件を満たさなければなりません。

- ・ 毒物劇物は、その他の物と区分して貯蔵できるものであること。
- ・ 毒物劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物劇物が飛散、漏れ、しみ出るおそれのないものであること。
- ・ 貯水池その他容器を用いないで毒物劇物を貯蔵する設備は、毒物劇物が飛散、地下にしみ込み、流れ出るおそれがないものであること。
- ・ 毒物劇物を貯蔵・陳列する場所には、「かぎ」をかける設備があること。
- ・ 貯蔵場所が性質上「かぎ」をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な「さく」が設けてあること。

- ・ 毒物劇物を貯蔵・陳列する場所に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の文字を表示すること。（法第 12 条第 3 項）
- \* 毒物劇物を貯蔵・陳列する場所は、その他の物を貯蔵・陳列する場所と明確に区分された毒物劇物専用のもので、かぎのかかる堅固な施設としてください。  
(S52.3.26 薬発第 313 号)
- \* 貯蔵・陳列する場所については盗難防止のための敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講じてください。（S52.3.26 薬発第 313 号）

## **毒物劇物取扱責任者**

### 1 毒物劇物取扱責任者の設置（法第 7 条第 1 項）

毒物劇物を直接扱う毒物劇物販売業者は、店舗ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を置かなければなりません。

また、毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止に当たることが義務付けられています。

### 2 毒物劇物取扱責任者の資格（法第 8 条第 1 項）

次のいずれかに該当する者でなければ、毒物劇物取扱責任者となることができません。

- ① 薬剤師
- ② 厚生労働省令で定める学校で応用化学に関する学課を修了した者
- ③ 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者
- \* 外部からの派遣労働者を毒物劇物取扱責任者として設置することはできません。

(H11.11.30 健政発第 1290 号・健医発第 1634 号・医薬発第 1331 号)

### 3 毒物劇物取扱責任者の基本的な業務（S50.7.31 薬発第 668 号）

店舗の毒物劇物について、総括的に管理・監督すべき事項としては以下のとおりです。

- ① 毒物劇物の授受の管理、在庫量の定期的な点検、販売量の把握（S52.3.26 薬発第 313 号）
- ② 盗難、紛失等の防止に関する措置（法第 11 条第 1 項）
- ③ 毒物劇物とその他の物との貯蔵における区分（施行規則第 4 条の 4）
- ④ 店舗外への飛散、流出等の防止措置（法第 11 条第 2 項）
- ⑤ 運搬時の飛散、流出等に対する防止措置（法第 11 条第 3 項、法第 16 条第 1 項）
- ⑥ 毒物劇物についての飲食物容器の使用禁止（法第 11 条第 4 項）
- ⑦ 容器・被包の表示確認（法第 12 条第 1 項・第 2 項）
- ⑧ 政令で定める劇物(家庭用品)の容器等の基準の遵守状況の点検（法第 13 条の 2）
- ⑨ 貯蔵設備及び陳列場所の表示確認（法第 12 条第 3 項）
- ⑩ 毒物劇物について必要な着色が施されていることの確認（法第 3 条の 2 第 9 項、法第 13 条）
- ⑪ 廃棄に関する技術上の基準の適合状況の点検（法第 15 条の 2）
- ⑫ 事故時の措置等
  - ・ 応急措置に必要な設備器材等の配備、点検、管理
  - ・ 事故処理体制の整備、調整
  - ・ 事故時の保健所等への届出、事故拡大防止の応急措置



- 事故の原因調査及び再発防止のための措置
- ⑬ 従業員の教育及び訓練
  - 毒物劇物の取扱いについて
  - 事故時の応急措置方法等について
- ⑭ 業務日誌の作成
- ⑮ その他保健衛生上の危害防止に関すること

### 譲渡手続

#### 1 毒物劇物営業者に販売・授与する場合（法第14条第1項・第4項）

毒物劇物販売業者は、毒物劇物を他の毒物劇物営業者（製造業者、輸入業者、販売業者）に販売・授与したときは、その都度、下記①～③の事項を書面（譲渡書）に記して、5年間保存しなければなりません。

- ① 毒物劇物の名称及び数量
  - ② 販売・授与の年月日
  - ③ 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- \* 必ず相手方の登録の有無を確認し、登録票の記載内容を確認してください。

#### 2 毒物劇物営業者以外への販売・授与する場合（法第14条第2項・第4項、施行規則第12条の2）

（農家の方や学校等の最終消費者に販売・授与する場合）

毒物劇物販売業者は、譲受人から下記①～③の事項を記載し、押印した書面（譲受書）の提出を受けなければ、毒物劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売・授与してはいけません。また、譲受書は5年間保存しなければなりません。

- ① 毒物劇物の名称及び数量
- ② 販売・授与の年月日
- ③ 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

[例示]

毒物及び劇物譲受書			
毒物又は劇物	名 称		
	数 量		
販売又は授与の年月日			
譲受人 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)		氏 名	印
		職 業	
		住 所	
備 考			

- 譲受人の押印が必要です。法人の場合の印は原則、代表者印ですが、担当者の職・氏名・個人印でも可能です。
- 備考欄には、使用目的を記載してください。

- ・ 項目等をすべて満たしていれば、販売時に発生する売上传票、納品書、販売伝票等で代用可能です。
- \* 身分証明書等により譲受人の身元（法人の場合は事業内容）の確認を行い、毒物劇物の使用目的・使用量が適切なものであるか確認を行ってください。（H11.1.13 医薬発第 34 号）
- \* 家庭用劇物以外の毒物劇物については、一般消費者への販売を自粛し、代替品の購入を勧めてください。（H11.1.13 医薬発第 34 号）

#### **交付の制限**（法第 15 条第 1 項）

次に掲げる者には毒物劇物を交付してはいけません。

- ① 18 歳未満の者
  - ② 心身の障害により、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤の中毒者
- \* 譲受人等の言動に不審がある場合や使用目的があいまいな場合には交付を止め、速やかに警察に連絡してください。（H11.1.13 医薬発第 34 号）

#### **興奮、幻覚、麻酔の作用を有する物の摂取等の規制**（法第 3 条の 3）

興奮、幻覚、麻酔の作用を有する毒物劇物（これらを含む。）であって政令で定めるものは、みだりに摂取、吸入、又はこれらの目的で所持してはなりません。また、みだりに摂取、吸入、又はこれらの目的で所持することを知りながら、これらの物を販売・授与してはなりません。（法第 24 条の 2 第 1 項）

興奮、幻覚、麻酔の作用を有する物（令第 32 条の 2）

- ・ トルエン
- ・ 酢酸エチル、トルエン、メタノールのいずれかを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料、閉そく用・シーリング用の充てん料

- \* シンナー等の有機溶剤を販売・授与する場合は、相手の年齢、拳動等に細心の注意を払い、不正に乱用されないように注意が必要です。

#### **爆発性等のある毒物劇物の所持等の規制**（法第 3 条の 4）

引火性、発火性、爆発性のある毒物劇物（以下、爆発性等のある毒物劇物）であって政令で定めるものは、業務に使用する等正当な理由がない場合は、所持してはなりません。また、正当な理由がなく所持することを知りながら、これらの物を販売・授与してはなりません。

（法第 24 条の 2 第 2 項）

##### 1 交付の制限（法第 15 条第 2 項、H11.1.13 医薬発第 34 号）

爆発性等のある毒物劇物については、次の事項を確認した後でなければ交付してはなりません。

- ① 相手の氏名及び住所
- ② これらの毒物劇物を必要とする正当な理由（使用目的）
- ③ 使用量が適切なものであるか

- \* 氏名及び住所の確認は身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示を受けて行ってください。

発火性、爆発性のある劇物（令第32条の3）

- 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（30%以上含有するもの）
- 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（35%以上含有するもの）
- ナトリウム
- ピクリン酸

## 2 交付の記録（法第15条第3項・第4項）

毒物劇物販売業者は、爆発性等のある毒物劇物を交付する場合は、帳簿（確認簿）を備え、次の事項を帳簿に記載しなければなりません。また、帳簿は5年間保存しなければなりません。（施行規則第12条の3）

- ① 交付した劇物の名称
- ② 交付の年月日
- ③ 交付を受けた者の氏名及び住所
- ④ 住所及び氏名の確認の方法

- \* ④については法の規定はありませんが、帳簿に記録しておくのが望ましいです。

### **情報提供**（施行令第40条の9）

毒物劇物を販売・授与する場合は、販売・授与する時まで、譲受人に対してその毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければなりません。

#### 1 情報提供の内容（施行規則第13条の12）

- |   |                   |
|---|-------------------|
| ① 販売業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） | ⑦ 取扱い及び保管上の注意     |
| ② 毒物劇物の別                                | ⑧ 暴露の防止及び保護のための措置 |
| ③ 名称、成分、含量                              | ⑨ 物理的及び化学的性質      |
| ④ 応急措置                                  | ⑩ 安定性及び反応性        |
| ⑤ 火災時の措置                                | ⑪ 毒性に関する情報        |
| ⑥ 漏出時の措置                                | ⑫ 廃棄上の注意          |
|   | ⑬ 輸送上の注意          |

- \* SDS（安全データシート）を利用して情報提供する場合は、販売業者の氏名及び住所も表示する必要があります。

#### 2 情報提供の方法（施行規則第13条の11）

日本語で書かれた文書を交付してください。ただし、譲受人が承諾した場合はフロッピーディスクやCD-ROM等により情報提供することも可能です。

- \* SDS等による通知の方法として、相手方の承諾を要件とせず、電子メールの送信や、通知事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を伝達し閲覧を求めること等による方法も認めています。（R4.6.3 薬生発 0603 第9号）

注 1) 電子メールの送信によりSDS等を交付する場合は、送信先の電子メールアドレス

スを 事前に確認する等により確実に相手方に伝達できるよう留意してください。  
注 2) ホームページ上のSDS等をアドレスの伝達により閲覧を求める場合には、譲受人においてSDS等を容易に確認可能なウェブページのURLにしてください。  
例えば、企業のトップページなど、当該物質のSDS等に容易に辿り着けないページのアドレスを伝達することは、情報提供として適切とは言えません。

### 3 情報提供の免除（施行規則第13条の10）

次に該当する場合は、情報提供の必要はありません。

- ① 既にその毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合
- ② 1回につき200mg以下の劇物を販売・授与する場合
- ③ 劇物に該当する塩酸又は硫酸を含有する液体の住宅用洗浄剤あるいは、ジメチルー2,2-ジクロルビニルホスフェイト（別名DDVP）を含有する衣料用防虫剤を、主として生活のために使用する一般消費者に対して販売・授与する場合

## 取扱い

### 1 盗難、紛失防止措置（法第11条第1項）

毒物劇物営業者は、毒物劇物が盗難にあい又は紛失することがないように必要な措置を講じなければなりません。

### 2 施設外への飛散、流失等防止措置（法第11条第2項）

毒物劇物又は毒物劇物を含有する政令で定めるものが店舗等の外に飛散、漏れ、流れ出、しみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければなりません。

### 3 飲食物容器の使用禁止（法第11条第4項）

毒物劇物は、誤飲防止のためその入れ物として飲食物用の容器を使用してはいけません。

## 運搬

### 1 運搬の際の飛散、流失等防止措置（法第11条第3項）

店舗等の外において毒物劇物その他政令で定めるものを運搬する場合には、これらの物が飛散、漏れ、流れ出、しみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければなりません。

### 2 容器・被包の使用（施行令第40条の3第3項）

毒物劇物（四アルキル鉛製剤を除く。）を車両又は鉄道によって運搬する場合には、次の基準に適合しなければなりません。

- ① 容器・被包に収納されていること。
- ② 蓋をし、弁を閉じる等の方法により、容器・被包が密閉されていること。
- ③ 1回に1,000kg以上運搬する場合は、容器・被包の外部に、収納した毒物劇物の名称及び成分の表示がされていること。

### 3 積載の態様（施行令第 40 条の 4 第 4 項）

毒物劇物（四アルキル鉛製剤、弗化水素及びこれを含有する製剤〔70%以上含有するもの〕を除く。）を車両又は鉄道によって運搬する場合には、その積載の態様は、次の基準に適合しなければなりません。

- ① 容器・被包が落下、転倒、破損することのないように積載されていること。
- ② 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器・被包が積載装置の長さ、幅を超えないように積載されていること。

### 4 荷送人の通知義務（施行令第 40 条の 6）

1 回の運搬量が 1,000kg を越える毒物劇物を運送業者に委託する場合は、あらかじめ運送業者に対し、次の内容を記載した書面を交付しなければなりません。

- ① 毒物劇物の名称、成分、含量、数量
  - ② 事故の際に講じなければならない応急措置の内容
- \* 交付する書面は、イエロー・カードに成分、含量、数量等必要な事項を加えたものを使用しても構いません。また、危害防止の観点から運搬する毒物劇物の量に関わらずイエロー・カードを携行することが望ましいです。（H8.5.13 薬安第 55 号）

### 5 政令で運搬基準が細かく定められている毒物（施行令第 40 条の 2、3、4、5、7）

次の毒物は、容器・被包、積載態様、運搬方法等が政令で細かく規定されており、それらを遵守する必要があります。

- ① 四アルキル鉛を含有する製剤
- ② 無機シアン化合物たる毒物
- ③ 弗化水素又はこれを含有する製剤（70%以上含有するもの）

### 6 その他運搬に際しての注意

- ・トラック等での運搬の際には、容易に持ち去られないよう厳重に管理してください。
- ・運搬経路、再委託等も併せて確認してください。

#### **表示等**

毒物劇物の容器・被包に、定められた表示が無いものを販売・授与してはいけません。

- ・容器・被包には、次のような表示がされていなければなりません。（法第 12 条第 1 項）
  - 毒物 → 「医薬用外」の文字 + 赤地に白色をもって「毒物」の文字
  - 劇物 → 「医薬用外」の文字 + 白地に赤色をもって「劇物」の文字
- ・容器・被包には次の事項の表示がされていなければなりません。（法第 12 条第 2 項）
  - ① 毒物劇物の名称、成分、含量
  - ② 毒物劇物の製造業者又は輸入業者の氏名及び住所  
（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）（施行規則第 11 条の 6 第 1 項）
- ・毒物劇物販売業者が、購入者の求めに応じて毒物劇物の直接の容器・被包を開いて、毒物劇物を販売・授与する場合（零売）には、次の事項を表示しなければなりません。  
（施行規則第 11 条の 6 第 4 項）

- ① 毒物劇物販売業者の氏名及び住所  
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
  - ② 毒物劇物取扱責任者の氏名
- \* 需要を見込んであらかじめ小容器等に入れておくこと(小分け製造)はできません。

### **廃棄**(法第 15 条の 2)

毒物劇物又は法第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物は、政令で定める廃棄に関する技術上の基準に従って、廃棄しなければなりません。

- \* 事業所で自ら廃棄処理できないものは、許可を得た産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。
- \* 上記の「政令で定める廃棄に関する技術上の基準」は施行令第 40 条に記載されています。

### **事故**

#### 1 飛散・流失等の事故時の措置(法第 17 第 1 項)

毒物劇物又は法第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物が飛散、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の人に保健衛生上の危害が生じるおそれがある場合は、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、危害防止のために必要な応急の措置を講じなければなりません。

- \* あらかじめ関係機関の連絡先等を調べて、目の届くところに掲示しておきましょう。
- \* 火災や漏出時の対処方法等が記載されている SDS 等をすぐに参照できるようにしておき、必要な機材等も用意しておきましょう。

#### 2 盗難・紛失の際の措置(法第 17 第 2 項)

毒物劇物が盗難にあい又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければなりません。

- \* 普段から毒物劇物の授受の管理、在庫量の定期点検、毒物劇物の種類に応じた販売量の把握を行ってください。(S52.3.26 薬発第 313 号)

### **毒物劇物危害防止規定**(S50.11.6 薬安第 80 号・薬監第 134 号)

毒物劇物危害防止規定を作成してください。

取扱う毒物劇物の種類や量、取扱いの態様、作業手順は事業所ごとに異なるため、毒物劇物によって発生する危害の規模や性質も異なります。したがって、各々の事業所は事業所ごとにその実情に応じた危害防止対策を講じる必要があります。この危害防止対策の具体的な内容を文書にまとめたものが「毒物劇物危害防止規定」です。

毒物劇物危害防止規定には、基本的な事項として次の事項を記載してください。

- 毒物劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、その設備等の保守・点検を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項
- 毒物劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項
- 毒物劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検方法に関する事項
- 毒物劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項

- ・ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- ・ 毒物劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びその設備の保守を行う者、事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項
- ・ その他保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

### **在庫管理** (S52.3.26 薬発第 313 号)

紛失防止のため、「毒物劇物管理簿」を作成し、保管している毒物劇物の数量のチェックを定期的に行ってください。また、販売量を把握し、必要以上の量を保管しないようにしてください。

### **設備の定期点検** (S52.3.26 薬発第 313 号)

毒物劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の定期的な保守点検を行ってください。

(例) 陳列場所・保管庫の点検項目

鍵の設備、常時施錠、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字、固定、飛散・流出防止対策、他の物との区別、転倒防止措置等

### **盗難防止**

毒物劇物の盗難を未然に防ぐために、次のことに留意してください。

- ・ 鍵の管理者を明確にし、鍵を使用する際は使用簿に記載する等鍵の管理を徹底しましょう。
- ・ 施錠設備の種類や構造について法の規定はありませんが、厳重な保管管理を行うためには、堅牢な保管庫とロックシステムが必要です。可能であればセキュリティーシステムを導入するとよいでしょう。

### **震災対策**

大地震が発生した場合、毒物劇物の飛散、漏れ、混合による発火等で二次的災害が発生する恐れがあります。毒物劇物による被害を最小限にするための措置をお願いします。

震災による被害拡大防止のための措置の例

- ・ 毒物劇物の容器の転倒落下防止措置
- ・ 毒物劇物の保管庫の転倒防止措置（例：保管庫は転倒しないように壁や床に固定する。）
- ・ 毒物劇物の流出防止措置（例：毒物劇物が落下して容器が破損しても、周囲に流れ出ないように防液堤を設ける。）
- ・ 混合接触発火性物品の近接貯蔵の防止措置（例：薬品の保管配置場所を工夫する。）
- ・ 毒物劇物の貯蔵場所の整理整頓
- ・ 初期消火器材の整備
- ・ 毒物劇物の在庫量の制限・管理（在庫は必要最小限になるよう管理する。）
- ・ SDS 等の収集・整理（例：禁水性、火災時に毒ガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる恐れのある物質を把握しておく。）

### **その他**

◎ 毒物劇物に該当するかどうか検索したいとき

⇒<https://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html>

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

- ◎ 化学物質の総合的なリスク評価・管理に関する様々な情報を検索したいとき

⇒[https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)

独立行政法人製品評価技術基盤機構 NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)

- ◎ 化学物質の人体への影響等に関する情報を検索したいとき

⇒<https://www.nihs.go.jp/ICSC/>

国立医薬品食品衛生研究所 国際化学物質安全性カード (ICSC) 日本語版

- ◎ 化学物質 (タバコ、家庭用品等)、医薬品、動植物の毒等によって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に受診の必要性や応急手当がわからないとき

⇒<https://www.j-poison-ic.jp>

公益財団法人 日本中毒情報センター

- 大阪中毒 110 番 (365 日 24 時間対応) 072-727-2499
- つくば中毒 110 番 (365 日 9 時~21 時対応) 029-852-9999

(情報提供：無料)

【表示サンプル】

**医薬用外毒物**

**医薬用外劇物**

【用語の解説】

- 交付 現実に現品を渡す行為を意味し、その物の所有権が移転することを要しない。
- 授与 無償の譲渡行為をいう。
- 譲渡 権利、財産、法律上の地位等その同一性を担保させつつ、他人に移転することをいう。  
他人に移転することに対する報酬又は対価の有無は問わない。移転前の主体を譲渡人、移転後の主体を譲受人という。
- 所持 対象物を自己の支配下に置くことをいい、必ずしも携帯していることを要しない。
- 販売 有償の譲渡行為をいう。



## 毒物劇物危害防止規定

(目的)

第1条 この規定は、毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という。）販売業の登録を受けた店舗における毒物劇物の管理責任体制を明確にし、もって毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

(毒物劇物の種類)

第2条 取扱う毒物劇物の種類は、次のとおりとする。

- 一 毒物：
- 二 劇物：

(管理責任体制)

第3条 毒物劇物取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）は、毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 毒物劇物の盗難紛失を防止するための点検管理に関すること。
- 二 毒物劇物の貯蔵場所のかぎ及び表示の保守に関すること。
- 三 毒物劇物が店舗等（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の内外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は店舗等の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置に関すること。
- 四 毒物劇物の運搬及び廃棄の際における作業方法並びに事故時における応急措置の指示に関すること。
- 五 毒物劇物の空容器の処理に関すること。
- 六 危害防止の上で必要な意見を店舗の経営者に述べること。
- 七 その他毒物劇物による保健衛生上の危害防止に関すること。

2 取扱責任者が不在の場合は、あらかじめ指名した者がその業務を代行する。

(販売従事者等の遵守事項)

第4条 販売従事者（取扱責任者を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- 一 毒物劇物は、常に所定の貯蔵場所に保管すること。
- 二 毒物劇物は、盗難、防災及び地震対策の見地からガラス戸棚、ショーケース等耐衝撃性の弱いものに貯蔵又は陳列しないこと。
- 三 無機シアン化合物の他、引火性、発火性又は爆発性のある毒物劇物は、床面に直接設置した金属製の耐震薬品保管庫等に貯蔵し、常に施錠しておくこと。
- 四 貯蔵場所付近は、火気等に十分注意すること。
- 五 酸性物質は、無機シアン化合物と十分に離して貯蔵し、地震災害時等における混合を防止すること。
- 六 耐震薬品保管庫以外の通常の薬品保管庫に毒物劇物を貯蔵する場合には、当該薬品保管庫

の棚にストッパーを設けたり、仕切り板付き収納ケース類を使用し、地震時等における薬品容器の転倒、転落を防止する。

七 店舗等の構造設備の損傷により毒物劇物の飛散、流出等の事故が生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を店舗の経営者に連絡すること。

(在庫管理)

第5条 取扱責任者は、毒物劇物の適切な在庫管理に努める。

2 取扱責任者は、在庫管理帳簿を備え、仕入れ及び販売数量並びに在庫数量を記録する。

3 取扱責任者は、前項の帳簿を5年間保管する。

(設備等の点検方法)

第6条 取扱責任者は、毒物劇物の陳列又は貯蔵に係る設備等を毎月定期的に点検し、かつその結果を記載した記録を作成し、店舗の経営者に報告する。

2 店舗の経営者又は取扱責任者は、前項の記録を5年間保管する。

(教育及び訓練)

第7条 取扱責任者は、販売従事者に対し、定期的に教育及び訓練を実施する。

(事故の際の届出)

第8条 毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれのあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出なければならない。

(事故の際の応急措置)

第9条 毒物劇物の飛散、流出等の事故が発生したときは、直ちに「毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準」(厚生省薬務局長通知)等を参考にして応急措置を講じること。

2 取扱う毒物劇物に対応する保護具を備えること。

3 取扱う毒物劇物に対応する消火剤、中和剤、希釈剤等を備え付け、事故の拡大の防止に努めること。

(事故の調査及び再発防止)

第10条 毒物劇物による事故が発生したときは、速やかに事故の原因の調査及び検討を行い、再発防止に努める。

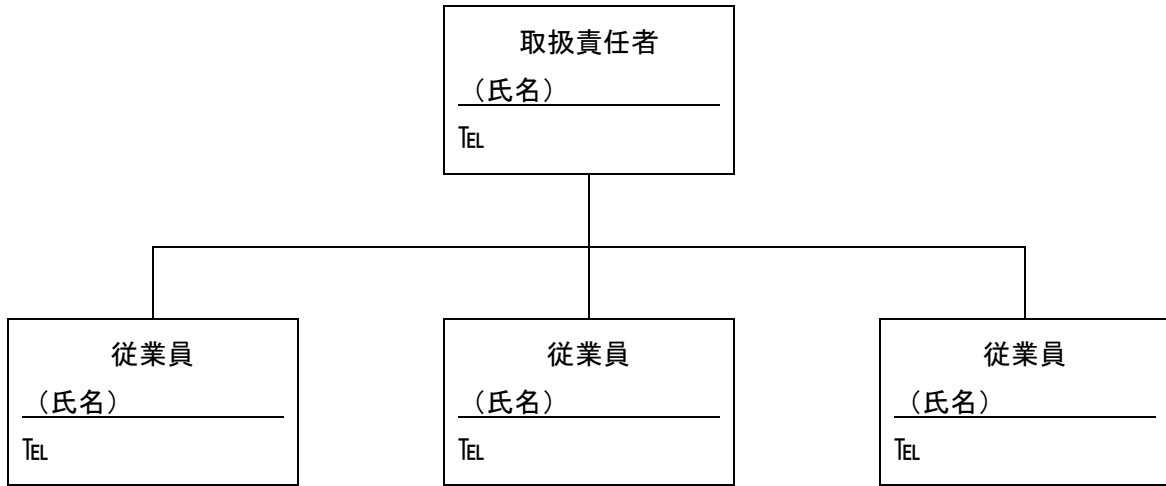
第11条 店舗の経営者は、取扱責任者が毒物劇物による危害の防止及び取扱いについて述べる意見を尊重しなければならない。

附則

この規定は、令和 年 月 日から施行する。

【連絡体制】

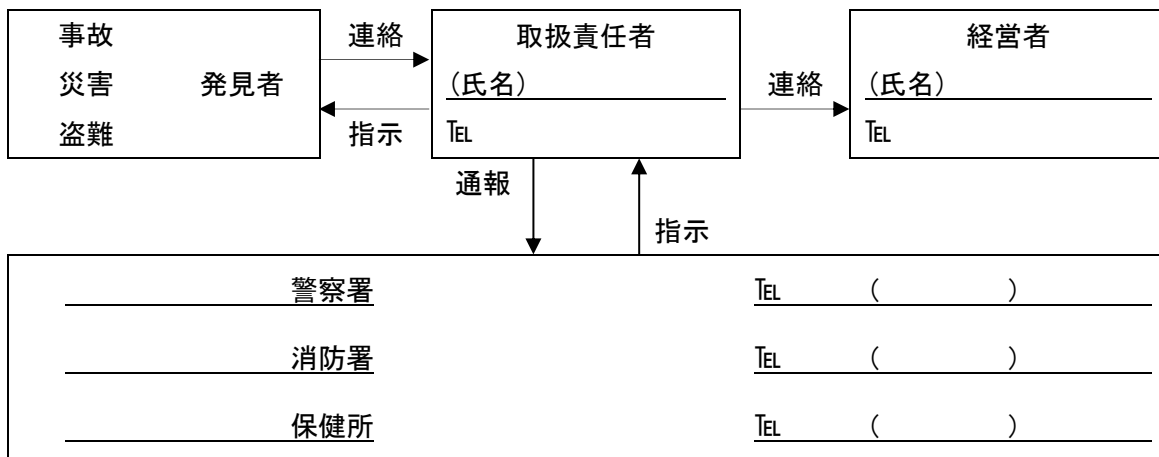
(1) 管理体制



- ① 取扱責任者は、毒物劇物の取扱い等に関し、必要な指示を従業員に与える。
- ② 各従業員は取扱責任者の指示に従い、必要な助言及び報告を行う。

(2) 緊急連絡網

下記緊急連絡体制を確立し、事故等が発生した際には速やかな対応を行い毒物劇物による危害を最小限にとどめる。





## 毒物劇物取扱自己点検表

区分	内 容	根 拠	/	/	/	/
登 録	登録期限	第 4 条				
	制限品目の販売	第 4 条の 3				
	変更届の提出	第 10 条				
貯 蔵 設 備 等	他の物との区分	第 5 条				
	飛散等のおそれのない構造	第 5 条				
	かぎ又はさくの設置	第 5 条				
	設備変更の届出	第 10 条				
責 任 者 扱	取扱責任者の勤務状態	第 7 条				
	取扱責任者の業務内容	第 7 条				
	取扱責任者の変更届	第 7 条				
取 扱	盗難・紛失の予防措置	第 11 条				
	店舗外への飛散等の予防措置	第 11 条				
	飲食物容器の使用禁止	第 11 条				
譲 渡 ・ 交 付	書面の記載	第 14 条				
	適正な交付	第 15 条				
	特定毒物の譲渡	第 3 条の 2				
	書面の保存 (5 年間)	第 14 条, 第 15 条				
運 搬	荷送人の通知義務	第 16 条				
	運搬基準の遵守	第 16 条				
	容器の落下等の予防措置	第 16 条				
表 示 等	容器・被包の表示	第 12 条				
	貯蔵・陳列場所の表示	第 12 条				
	着色基準の遵守	第 13 条				
廃棄	適正な廃棄	第 15 条の 2				
事 故	届出義務の熟知	第 17 条				
	事故に対する管理組織体制の確立	第 17 条				
	危害防止のための措置	第 17 条				
そ の 他						
確 認 印		取扱責任者	印	印	印	印
		経営者	印	印	印	印

発行 令和5年3月

大津市保健所保健総務課

大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津 1階

TEL 077(522)6757

FAX 077(525)6161